平成26年第3回(9月)大磯町議会定例会

議 案 第 37 号 説 明 資 料

平成26年9月2日

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

	資	料	
制定概要	 		1
制定内容	 		1 ~ 3
条文対照表	 		4
			子育て支援課

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例

○ 制定概要

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を町の条例で定めるため、大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

〇 制定内容

1 条例制定の考え方

放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を定めます。

多くの項目において、町の実情に国の基準を上回る内容又は異なる内容を定める特段の事情は認められないので、原則として国の基準に基づいて町の条例を制定します。

一部の項目については、町独自の項目を盛り込み、放課後児童健全育成育事業の設備及び運営を向上させるように努めます。

2 条例内容

第1条 (趣旨)

この条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成育事業の設備及び運営に関する基準を定めます。

第3条 (最低基準の目的)

この条例に定める基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、 衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心 身ともに健やかに育成されることを保障するものとします。

第4条 (最低基準の向上)

- (1) 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(放課後児童健全育成事業者)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができることとします。
- (2) 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとします。

第5条(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

- (1) 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないこととします。
- (2) 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者

においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないこと とします。

第6条(放課後児童健全育成事業の一般原則)

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、 その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の 下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、 社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健 全な育成を図ることを目的として行われなければならないこととします。
- (2) 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないこととします。
- (3) 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者 及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事 業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないこととします。
- (4) 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その 結果を公表するよう努めなければならないこととします。
- (5) 放課後児童健全育成事業者は、大磯町暴力団排除条例(平成24年大磯町条例第7号)第2条第2号の暴力団及び同条第4号の暴力団員等に該当しないものでなければならないこととします。
- (6) 放課後児童健全育成事業を行う場所(放課後児童健全育成事業所)の構造設備は、 採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って 設けられなければならないこととします。

第10条 (設備の基準)

- (1) 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないこととします。
- (2) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないこととします。
- (3) 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所 を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するも のでなければならないこととします。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、 この限りでないこととします。
- (4) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこととします。 第11条(職員)
 - (1) 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないこととします。
 - (2) 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とします。ただし、その1

人を除き、補助員をもってこれに代えることができることとします。

- (3) 放課後児童支援員は、保育士等であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこととします。
- (4) (2)の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとし、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすることとします。
- (5) 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこととします。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでないこととします。

第19条 (開所時間及び日数)

- (1) 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間については、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めることとします。
- (2) 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めることとします。

附則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行します。

また、職員の経過措置について定めます。

条文対照表

厚生労働省令から条例に委任される事項

厚生労働省令の条文			町条例の条文	町条例	
総則	趣旨	第1条	第1条	省令のとおり	
	定義		第2条	(町条例) 他条例と合わせて定義を規定	
	最低基準の目的	第2条	第3条		
	最低基準の向上	第3条	第4条	省令のとおり	
	最低基準と放課後児童健全育成事業者	第4条	第5条		
	放課後児童健全育成事業の一般原 則	第5条	第6条	(町条例) 放課後児童健全育成事業者が大磯町 暴力団排除条例に規定する暴力団及び 暴力団員等でないこととする。 (上記以外の規定は、省令のとおり)	
	放課後児童健全育成事業者と非常災害 対策	第6条	第7条		
	放課後児童健全育成事業者の職員の一 般的要件	第7条	第8条		
	放課後児童健全育成事業者の職員の知 識及び技能の向上等	第8条	第9条		
	設備の基準	第9条	第10条		
	職員	第10条	第11条	- 省令のとおり -	
	利用者を平等に取り扱う原則	第11条	第12条		
	虐待等の禁止	第12条	第13条		
	衛生管理等	第13条	第14条		
	運営規程	第14条	第15条		
	放課後児童健全育成事業者が備える帳 簿	第15条	第16条		
	秘密保持等	第16条	第17条		
	苦情への対応	第17条	第18条		
	開所時間及び日数	第18条	第19条		
	保護者との連絡	第19条	第20条		
	関係機関との連携	第20条	第21条		
	事故発生時の対応	第21条	第22条		
附則	施行期日	第1条	第1条	省令のとおり	
	—————————————————————————————————————	第2条	第2条		

【参考】

基準となる省令

・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)